

議 事 日 程

令和 2 年 第 2 回 定 例 会
2 月 1 4 日 (金) 午 後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認 (令和 2 年第 1 回定例会)

第 4 教育長の報告

第 5 議案第 7 号 臨時代理の承認を求めることについて (五所川原市教育委員会スポーツ顕彰について)

第 6 議案第 8 号 五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第 7 議案第 9 号 五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第 8 議案第 1 0 号 五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第 9 議案第 1 1 号 五所川原市教育振興計画について

第 1 0 議案第 1 2 号 県費負担教職員人事の内申について (追加提案)

閉会

※ 次回定例会開催予定日 令和 2 年 3 月 2 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 2 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第7号	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市教育委員会スポーツ顕彰について）	P 1
2	議案第8号	五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 2
3	議案第9号	五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 1 3
4	議案第10号	五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 2 7
5	議案第11号	五所川原市教育振興計画について	P 3 7

議案第7号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し決定したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年2月14日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

- 1 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰（スポーツ奨励賞）
- 2 対象者
片山浩一
山形寿行

提案理由

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱第5条の規定により、五所川原市教育委員会スポーツ顕彰を決定したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第8号

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）
五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条及び第12条第1項」を「第16条及び第17条第1項」に改める。
第10条を第14条とする。

第9条第1項中「様式第9号」を「様式第14号」に、「様式第10号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第16号」に、「様式第12号」を「様式第17号」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用等）

第13条 第5条から第7条までの規定は、条例第14条第1項の記念館の管理を指定管理者に行わせる場合及び利用料金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	太宰治記念館「斜陽館」使用許可申請書（様式第1号）	様式第1号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第5条第2項	教育委員会	指定管理者
	太宰治記念館「斜陽館」使用許可（不許可）決定書（様式第2号）	様式第2号に準じて指定管理者が定める決定書
第6条第1項	太宰治記念館「斜陽館」使用変更許可申請書（様式第3号）	様式第3号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第6条第2項	教育委員会	指定管理者
	太宰治記念館「斜陽館」使用変更許可（不許可）決定書（様式第4号）	様式第4号に準じて指定管理者が定める決定書
第7条第1項	太宰治記念館「斜陽館」入館料等還付申請書（様式第5号）	様式第5号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第7条第2項	教育委員会	指定管理者
	太宰治記念館「斜陽館」入館料等還付承認（不承認）決定書（様式第6号）	様式第6号に準じて指定管理者が定める決定書

第8条中「様式第8号」を「様式第13号」に改め、同条を第11条とする。

第7条第1項中「様式第6号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第12号」に改め、同条を第10条とする。

第6条第2項中「様式第4号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「様式第5号」を「様式第10号」に改め、同条を第9条とする。

第5条の見出し中「入館料」を「入館料等」に改め、同条第1項中「第7条」を「第9条」に、「入館料」を「入館料等」に、「様式第2号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「入館料」を「入館料等」に、「様式第3号」を「様式第8号」に改め、同条を第

8条とする。

第4条の見出し中「入館料」を「入館料等」に改め、同条第1項中「第6条ただし書」を「第8条ただし書」に、「入館料」を「入館料等」に、「様式第1号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「入館料」を「入館料等」に、「様式第1号の2」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用申請)

第5条 条例第6条第1項前段の規定により条例別表第2に掲げる記念館の施設の使用の許可を得ようとする者（以下「使用申請者」という。）は、原則として使用する日の10日前までに、太宰治記念館「斜陽館」使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、使用申請者に対して、太宰治記念館「斜陽館」使用許可（不許可）決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用許可事項の変更)

第6条 条例第6条第1項後段の規定により記念館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、太宰治記念館「斜陽館」使用変更許可申請書（様式第3号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受審し、その可否を決定したときは、太宰治記念館「斜陽館」使用変更許可（不許可）決定書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

第2条第3項中「第9条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所

(団体の場合は、所在地)

氏名

Ⓜ

(団体の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

太宰治記念館「斜陽館」使用許可申請書

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例（平成17年五所川原市条例第91号）
第6条第1項前段の規定に基づき、次のとおり記念館の使用を申請します。

記

使用目的			
参集予定人員	人		
使用日時	年 月 日 ～ 年 月 日		
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで		
記念館の施設 (該当箇所へ○ 印)		米 蔵 (非営利 ・ 営利)	
		1階座敷 (非営利 ・ 営利)	
使用料	合計額	円	

様式第1号の2を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



太宰治記念館「斜陽館」使用許可（不許可）決定書

年 月 日付けで申請のあった記念館の使用について、次のとおり決定しま
す。

記

決 定 内 容	許 可 ・ 不 許 可	
許 可 (不 許 可) の 理 由		
使 用 目 的		
参 集 予 定 人 員	人	
使 用 日 時	年 月 日 ~ 年 月 日	
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで	
記 念 館 の 施 設 (該 当 箇 所 へ ○ 印)		米 蔵 (非 営 利 ・ 営 利)
		1 階 座 敷 (非 営 利 ・ 営 利)
使 用 料	合 計 額	円

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
(団体の場合は、所在地)
氏名 ㊟
(団体の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

太宰治記念館「斜陽館」使用変更許可申請書

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例 (平成17年五所川原市条例第91号) 第6条第1項後段の規定に基づき、次のとおり記念館の使用許可事項の変更を申請します。

記

許可を受けた	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	---------------

使用日時	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで	
許可を受けた 記念館の施設 (該当箇所へ○印)		米 蔵 (非営利 ・ 営利)
		1階座敷 (非営利 ・ 営利)
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 太宰治記念館「斜陽館」使用許可決定書の添付が必要です。

様式第12号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「第9条第2項」を「第12条第2項」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第11号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「第9条第2項」を「第12条第2項」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第10号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「(電話 —)」を「電話番号」に、「第9条第1項」を「第12条第1項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第9号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「(電話 —)」を「電話番号」に、「第9条第1項」を「第12条第1項」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第8号中「第8条関係」を「第11条関係」に、「(電話 — —)」を「電話番号」に、「第8条の」を「第11条の」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第7号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「第7条第2項」を「第10条第2項」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第6号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「(電話 — —)」を「電話番号」に、「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第5号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第6条第3項」を「第9条第3項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第4号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「(電話 —)」を「電話番号」に、「第6条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を様式第9号とし、様式第3号の次に次の5様式を加える。

様式第4号 (第6条関係)

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



太宰治記念館「斜陽館」使用変更許可（不許可）決定書

年 月 日付で申請のあった記念館の使用許可事項の変更について、次のとおり決定します。

記

決定内容	許可 ・ 不許可	
	記念館の施設 (該当箇所へ○ 印)	米 蔵 (非営利 ・ 営利)
	1階座敷 (非営利 ・ 営利)	
変更の内容	変更前	変更後
備考		

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所

(団体の場合は、所在地)

氏名



(団体の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

太宰治記念館「斜陽館」入館料等還付申請書

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例（平成17年五所川原市条例第91号）
第8条ただし書の規定に基づき、次のとおり記念館の入館料等の還付を申請します。

記

申請理由			
添付書類 (該当箇所へ○印)	入館料領収書 ・ 使用料領収書		
記念館の施設 (該当箇所へ○印)	米蔵 (非営利 ・ 営利)		
	1階座敷 (非営利 ・ 営利)		
入館料等 還付額	入館料	還付額	備考
	円	円	
	使用料	還付額	
	円	円	

備考 領収書の添付が必要です。

様式第6号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



太宰治記念館「斜陽館」入館料等還付承認（不承認）決定書

年 月 日付けで申請のあった記念館の入館料等の還付について、次のとおり決定します。

記

決 定 内 容	承認 ・ 不承認		
承認（不承認） の 理 由			
記念館の施設 (該当箇所へ○ 印)		米 蔵 (非営利 ・ 営利)	
		1階座敷 (非営利 ・ 営利)	
入 館 料 等 還 付 額	入館料	還付額	備考
	円	円	
	使用料	還付額	
	円	円	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
 (団体の場合は、所在地)
 氏名 ㊟
 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)
 電話番号

太宰治記念館「斜陽館」入館料等免除申請書

五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例（平成17年五所川原市条例第91号）
 第9条の規定に基づき、次のとおり記念館の入館料等の免除を申請します。

記

免 除 の 理 由	
使 用 目 的	

参集予定人員	人			
使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日			
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで			
記念館の施設 (該当箇所へ○ 印)	米 蔵 (非営利 ・ 営利)			
	1階座敷 (非営利 ・ 営利)			
入館料等 の免除額	入館料	免除額	納付額	備考
	円	円	円	
	使用料	免除額	納付額	
	円	円	円	

様式第8号 (第8条関係)

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



太宰治記念館「斜陽館」入館料等免除承認 (不承認) 決定書

年 月 日付で申請のあった記念館の入館料等の免除について、次のとおり決定します。

記

決定内容	承認	・	不承認
承認 (不承認) の理由			

使用目的				
参集予定人員	人			
使用日時	年 月 日 ～ 年 月 日			
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで			
記念館の施設 (該当箇所へ○ 印)	米 蔵 (非営利 ・ 営利)			
	1階座敷 (非営利 ・ 営利)			
入館料等 の免除額	入館料	免除額	納付額	備考
	円	円	円	
	使用料	免除額	納付額	
	円	円	円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5条の規定による記念館の施設の使用の許可の申請については、この規則の施行の前においても、改正後の五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例施行規則の規定の例により行うことができる。

議案第9号

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市津軽三味線会館設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則（平成21年五所川原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第8条第1項中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用等）

第10条 第5条から第7条まで及び第9条の規定は、条例第12条第1項の三味線会館の管理を指定管理者に行わせる場合及び利用料金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	津軽三味線会館入館料還付申請書 （様式第3号）	様式第3号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第5条第2項	教育委員会	指定管理者
	津軽三味線会館入館料還付承認 （不承認）決定書（様式第4号）	様式第4号に準じて指定管理者が定める決定書
第6条第1項	津軽三味線会館使用許可申請書 （様式第5号）	様式第5号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第6条第2項	教育委員会	指定管理者
	津軽三味線会館使用許可（不許可） 決定書（様式第6号）	様式第6号に準じて指定管理者が定める決定書
第7条第1項	津軽三味線会館使用変更許可申請書 （様式第7号）	様式第7号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第7条第2項	教育委員会	指定管理者
	津軽三味線会館使用変更許可（不許可） 決定書（様式第8号）	様式第8号に準じて指定管理者が定める決定書
第9条第1項	津軽三味線会館使用料還付申請書 （様式第11号）	様式第11号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第9条第2項	教育委員会	指定管理者
	津軽三味線会館使用料還付承認 （不承認）決定書（様式第12号）	様式第12号に準じて指定管理者が定める決定書

第7条第1項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（使用許可事項の変更）

第7条 条例第6条第1項後段の規定により三味線会館の施設又は備品の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、津軽三味線会館使用変更許可申請書（様式第7号）により教育委員会に申請しなければな

らない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、津軽三味線会館使用変更許可（不許可）決定書（様式第8号）により使用者に通知するものとする。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所

（団体の場合は、所在地）

氏名

Ⓜ

（団体の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

津軽三味線会館入館料免除申請書

五所川原市津軽三味線会館設置条例（平成17年五所川原市条例第163号）第4第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり三味線会館の入館料の免除を申請します。

記

免除の理由				
観覧目的				
観覧日時	年 月 日 ~ 年 月 日			
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで			
参集予定人員	人			
	(内訳)	一	般	人
		高校・大学生		人
		小・中学生		人
入館料の免除額	入館料	免除額	納付額	備考
	円	円	円	

様式第2号（第4条関係）

指令第 年 月 日 号

様

五所川原市教育委員会
教育長 印

津軽三味線会館入館料免除承認（不承認）決定書

年 月 日付で申請のあった三味線会館の入館料の免除について、次のとおり決定します。

記

決定内容	承認 ・ 不承認			
承認（不承認）の理由				
観覧目的				
観覧日時	年 月 日 ～ 年 月 日			
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで			
参集予定人員	人			
	(内訳) 一般 人			
	高校・大学生 人			
	小・中学生 人			
入館料の免除額	入館料	免除額	納付額	備考
	円	円	円	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
 (団体の場合は、所在地)
 氏名 ㊟
 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)
 電話番号

津軽三味線会館入館料還付申請書

五所川原市津軽三味線会館設置条例（平成17年五所川原市条例第163号）第4条第3項ただし書の規定に基づき、次のとおり三味線会館の入館料の還付を申請します。

記

申請理由			
添付書類	入館料領収書		
入館料 還付額	入館料	還付額	備考
	円	円	

備考 領収書の添付が必要です。

様式第4号（第5条関係）

指令第 号
 年 月 日

様

五所川原市教育委員会
 教育長 ㊟

津軽三味線会館入館料還付承認（不承認）決定書

年 月 日付けで申請のあった三味線会館の施設又は備品の使用料の還付について、次のとおり決定します。

記

決 定 内 容	承認 ・ 不承認		
承認（不承認） の 理 由			
入 館 料 還 付 額	入 館 料	還 付 額	備 考
	円	円	

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
 （団体の場合は、所在地）
 氏名 ④
 （団体の場合は、名称及び代表者氏名）
 電話番号

津軽三味線会館使用許可申請書

五所川原市津軽三味線会館設置条例（平成17年五所川原市条例第163号）第6条
 第1項前段の規定に基づき、次のとおり三味線会館の施設又は備品の使用を申請します。

記

使 用 目 的			
参集予定人員	人		
使 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日		
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで		
三味線会館の		野外ステージ（非営利 ・ 営利）	
		多目的ホール（非営利 ・ 営利）	

施設又は備品 (該当箇所へ○ 印)	冷暖房
	研修室 (非営利・営利)
	冷暖房
	三味線 竿 使用時間 時間 分
使用料	合計額 円

様式第6号(第6条関係)

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



津軽三味線会館使用許可(不許可)決定書

年 月 日付で申請のあった三味線会館の施設又は備品の使用について、
次のとおり決定します。

記

決定内容	許可 ・ 不許可
許可(不許可)の理由	
使用目的	
参集予定人員	人
使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで
三味線会館の	野外ステージ(非営利・営利)

施設又は備品 (該当箇所へ○ 印)	多目的ホール (非営利 ・ 営利)
	冷暖房
	研修室 (非営利 ・ 営利)
	冷暖房
	三味線 竿 使用時間 時間 分
使用料	合計額 円

様式第7号 (第7条関係)

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
(団体の場合は、所在地)
氏名 ㊟
(団体の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

津軽三味線会館使用変更許可申請書

五所川原市津軽三味線会館設置条例 (平成17年五所川原市条例第163号) 第6条第1項後段の規定に基づき、次のとおり三味線会館の施設又は備品の使用許可事項の変更を申請します。

記

許可を受けた 使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで
許可を受けた 三味線会館の 施設又は備品	野外ステージ (非営利 ・ 営利)
	多目的ホール (非営利 ・ 営利)
	冷暖房
	研修室 (非営利 ・ 営利)

(該当箇所へ○ 印)		冷暖房				
		三味線	竿	使用時間	時間	分
変更の内容	変更前			変更後		
変更の理由						

備考 津軽三味線会館使用許可決定書の添付が必要です。

様式第8号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



津軽三味線会館使用変更許可（不許可）決定書

年 月 日付けで申請のあった三味線会館の施設又は備品の使用許可事項の変更について、次のとおり決定します。

記

決定内容	許可	・	不許可
三味線会館の 施設又は備品 (該当箇所へ○ 印)			野外ステージ（非営利・営利）
			多目的ホール（非営利・営利）
			冷暖房
			研修室（非営利・営利）
			冷暖房
		三味線	竿

変更の内容	変更前	変更後
備考		

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
 （団体の場合は、所在地）
 氏名 ㊟
 （団体の場合は、名称及び代表者氏名）
 電話番号

津軽三味線会館使用料減免申請書

五所川原市津軽三味線会館設置条例（平成17年五所川原市条例第163号）第8第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり三味線会館の施設又は備品の使用料の減免を申請します。

記

減免の理由		
使用目的		
参集予定人員	人	
使用日時	年 月 日 ～ 年 月 日	
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで	
三味線会館の施設又は備品 （該当箇所へ○）		野外ステージ（非営利・営利）
		多目的ホール（非営利・営利）
		冷暖房
		研修室（非営利・営利）

印)	冷暖房			
	三味線	竿	使用時間	時間 分
使用料の減免額	使用料	減免額	納付額	備考
	円	円	円	

様式第10号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



津軽三味線会館使用料減免承認（不承認）決定書

年 月 日付けで申請のあった三味線会館の施設又は備品の使用料の減免について、次のとおり決定します。

記

決定内容	承認	・	不承認
承認（不承認）の理由			
使用目的			
参集予定人員	人		
使用日時	年 月 日 ～ 年 月 日		
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで		
三味線会館の施設又は備品	野外ステージ（非営利・営利）		
	多目的ホール（非営利・営利）		
	冷暖房		

(該当箇所へ○印)	研修室 (非営利・営利)			
	冷暖房			
	三味線	竿	使用時間	時間 分
使用料の減免額	使用料	減免額	納付額	備考
	円	円	円	

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
(団体の場合は、所在地)
氏名 ㊟
(団体の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

津軽三味線会館使用料還付申請書

五所川原市津軽三味線会館設置条例(平成17年五所川原市条例第163号)第8条第3項ただし書の規定に基づき、次のとおり三味線会館の施設又は備品の使用料の還付を申請します。

記

申請理由	
添付書類	使用料領収書
三味線会館の施設又は備品	野外ステージ(非営利・営利)
	多目的ホール(非営利・営利)
	冷暖房

(該当箇所へ○ 印)	研修室 (非営利 ・ 営利)		
	冷暖房		
	三味線	竿	使用時間 時間 分
使用料 還付額	使用料	還付額	備考
	円	円	

備考 領収書の添付が必要です。

様式第12号(第9条関係)

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



津軽三味線会館使用料還付承認(不承認)決定書

年 月 日付で申請のあった三味線会館の施設又は備品の使用料の還付について、次のとおり決定します。

記

決定内容	承認	・	不承認
承認(不承認) の理由			
三味線会館の 施設又は備品 (該当箇所へ○ 印)	野外ステージ	(非営利 ・ 営利)	
	多目的ホール	(非営利 ・ 営利)	
	冷暖房		
	研修室	(非営利 ・ 営利)	
	冷暖房		

	三味線	竿	使用時間	時間	分
使用料	使用料	還付額	備考		
還付額	円	円			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定による三味線会館の施設又は備品の使用許可事項の変更の申請については、この規則の施行の日前においても、改正後の五所川原市津軽三味線会館設置条例施行規則の規定の例により行うことができる。

議案第10号

五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年2月14日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市楠美家住宅設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則（平成18年五所川原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条及び第9条第1項」を「第15条及び第16条第1項」に改める。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

（使用申請）

第5条 条例第5条第1項前段の規定により条例別表第1に掲げる施設（以下「使用施設」という。）の使用の許可を得ようとする者（以下「使用申請者」という。）は、原則として使用する日の10日前までに、楠美家住宅使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理し、その可否を決定したときは、使用申請者に対して、楠美家住宅使用許可（不許可）決定書（様式第2号）により通知するものとする。

（使用許可事項の変更）

第6条 条例第5条第1項後段の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、楠美家住宅使用変更許可申請書（様式第3号）により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受け、その可否を決定したときは、楠美家住宅使用変更許可（不許可）決定書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（以下「使用料還付申請者」という。）は、楠美家住宅使用料還付申請書（様式第5号）に納入した使用料の領収書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受け、その可否を決定したときは、使用料還付申請者に対して、楠美家住宅使用料還付承認（不承認）決定書（様式第6号）により通知するものとする。

（使用料の免除）

第8条 条例第8条の規定による使用料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、楠美家住宅使用料免除申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受け、その可否を決定したときは、免除申請者に対して、楠美家住宅使用料免除承認（不承認）決定書（様式第8号）により通知するものとする。

（準用等）

第9条 第5条から第7条までの規定は、条例第13条第1項の施設の管理を指定管理者に行わせる場合及び利用料金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	楠美家住宅使用許可申請書（様式第1号）	様式第1号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者

第5条第2項	教育委員会	指定管理者
	楠美家住宅使用許可（不許可）決定書（様式第2号）	様式第2号に準じて指定管理者が定める決定書
第6条第1項	楠美家住宅使用変更許可申請書（様式第3号）	様式第3号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第6条第2項	教育委員会	指定管理者
	楠美家住宅使用変更許可（不許可）決定書（様式第4号）	様式第4号に準じて指定管理者が定める決定書
第7条第1項	楠美家住宅使用料還付申請書（様式第5号）	様式第5号に準じて指定管理者が定める申請書
	教育委員会	指定管理者
第7条第2項	教育委員会	指定管理者
	楠美家住宅使用料還付承認（不承認）決定書（様式第6号）	様式第6号に準じて指定管理者が定める決定書

附則に次の8様式を加える。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所

（団体の場合は、所在地）

氏名



（団体の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

楠美家住宅使用許可申請書

五所川原市楠美家住宅設置条例（平成18年五所川原市条例第33号）第5条第1項前段の規定に基づき、次のとおり使用施設の使用を申請します。

記

使用目的	
参集予定人員	人

使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで
使用施設(該当箇所へ○印)	奥座敷 (非営利 ・ 営利)
使用料	合計額 円

様式第2号(第5条関係)

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



楠美家住宅使用許可(不許可)決定書

年 月 日付けで申請のあった使用施設の使用について、次のとおり決定します。

記

決定内容	許可 ・ 不許可
許可(不許可)の理由	
使用目的	
参集予定人員	人
使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで

使用施設(該当箇所へ○印)	奥座敷(非営利・営利)
使用料	合計額
	円

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
 (団体の場合は、所在地)
 氏名 印
 (団体の場合は、名称及び代表者氏名)
 電話番号

楠美家住宅使用変更許可申請書

五所川原市楠美家住宅設置条例(平成18年五所川原市条例第33号)第5条第1項後段の規定に基づき、次のとおり使用施設の使用許可事項の変更を申請します。

記

許可を受けた使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日	
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで	
許可を受けた使用施設(該当箇所へ○印)	奥座敷(非営利・営利)	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 楠美家住宅使用許可決定書の添付が必要です。

様

五所川原市教育委員会
教育長



楠美家住宅使用変更許可（不許可）決定書

年 月 日付けで申請のあった使用施設の使用許可事項の変更について、
次のとおり決定します。

記

決 定 内 容	許可 ・ 不許可	
使用施設（該当箇所へ○印）	奥座敷（ 非営利 ・ 営利 ）	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
備 考		

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
（団体の場合は、所在地）
氏名



(団体の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

楠美家住宅使用料還付申請書

五所川原市楠美家住宅設置条例（平成18年五所川原市条例第33号）第7条ただし書の規定に基づき、次のとおり使用施設の使用料の還付を申請します。

記

申請理由			
添付書類	使用料領収書		
使用料 還付額	使用料	還付額	備考
	円	円	

備考 使用料領収書の添付が必要です。

様式第6号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



楠美家住宅使用料還付承認（不承認）決定書

年 月 日付で申請のあった使用施設の使用料の還付について、次のとおり決定します。

記

決定内容	許可	・	不許可
------	----	---	-----

承認（不承認） の理由			
使 用 料 還 付 額	使 用 料	還 付 額	備 考
	円	円	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

申請者 住所
 （団体の場合は、所在地）
 氏名 印
 （団体の場合は、名称及び代表者氏名）
 電話番号

楠美家住宅使用料免除申請書

五所川原市楠美家住宅設置条例（平成18年五所川原市条例第33号）第8条の規定に基づき、次のとおり使用施設の使用料の免除を申請します。

記

免 除 の 理 由				
使 用 目 的				
参集予定人員	人			
使 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日			
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで			
使用施設（該当箇所へ○印）	奥座敷（非営利・営利）			
使用料の免除額	使 用 料	免 除 額	納 付 額	備 考

	円	円	円	
--	---	---	---	--

様式第8号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

五所川原市教育委員会
教育長



楠美家住宅使用料免除承認（不承認）決定書

年 月 日付けで申請のあった使用施設の使用料の免除について、次のとおり決定します。

記

決定内容	承認 ・ 不承認			
承認（不承認）の理由				
使用目的				
参集予定人員	人			
使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日			
	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分まで			
使用施設（該当箇所へ○印）	奥座敷（非営利 ・ 営利）			
使用料の免除額	使用料	免除額	納付額	備考
	円	円	円	

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の規定による使用の許可の申請については、この規則の施行の日前においても、改正後の五所川原市楠美家住宅設置条例施行規則の規定の例により行うことができる。

議案第11号

五所川原市教育振興計画について

五所川原市教育振興計画を別冊のとおり策定する。

令和2年2月14日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

教育基本法第17条第2項の規定により、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定により、五所川原市教育振興計画を策定するため提案するものである。

議案第11号 別冊

五所川原市教育振興計画

令和2年度～令和6年度



令和2年 月

五所川原市教育委員会

目 次

I	五所川原市教育振興計画策定について	1
II	五所川原市教育施策の大綱及び教育振興計画の体系図	2
III	五所川原市教育施策の大綱の基本方針を実現するための展開	3
	目標1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	
	目標設定の背景と課題	3
	目標に関連するSWOT	4
	めざそう値	5
	主な取組内容	
	1-1 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成	5
	1-2 きめ細かな教育相談・指導体制の強化	5
	1-3 教育環境の整備と安全・安心の確保	6
	1-4 特別支援教育の充実	6
	1-5 時代の要請に対応した教育の推進	6
	1-6 いじめ防止対策の推進	7
	目標2 学校・家庭・地域の連携推進	
	目標設定の背景と課題	8
	目標に関連するSWOT	8
	めざそう値	9
	主な取組内容	
	2-1 家庭の教育力の向上	9
	2-2 地域と連携した取組の推進	9
	2-3 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築	9
	目標3 生涯学習・スポーツの推進	
	目標設定の背景と課題	10
	目標に関連するSWOT	11
	めざそう値	11
	主な取組内容	
	3-1 豊かな学び・スポーツ機会の充実	11
	3-2 各種団体における活動の活性化支援	12
	3-3 指導者・協力者の育成及び活動支援	12
	3-4 図書館活動の推進	12

目標4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

目標設定の背景と課題	13
目標に関連するSWOT	14
めざそう値	14
主な取組内容	
4-1 芸術・文化に触れる機会の充実	14
4-2 郷土芸能の継承と地域文化活動の振興	15
4-3 文化財の保護と活用	15

I 五所川原市教育振興計画策定について

1. 計画策定の主旨

平成18年12月改正の「教育基本法」において、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めることが求められています。そして地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では、市長が教育委員会と連携して総合的に教育施策を推進していくために、総合計画基本構想のうち、教育・文化分野の基本政策を「五所川原市教育施策の大綱」として位置づけ策定しています。

このことを踏まえ、教育委員会では教育施策の大綱を実現するための計画として、教育基本法に基づく五所川原市教育振興計画（以下「振興計画」といいます。）を策定します。

2. 計画の期間

振興計画の計画期間は、総合計画後期基本計画及び教育施策の大綱との整合性を考慮し、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正及び市の上位計画の変更、また、社会経済状況の大きな変動等により、本計画の修正等が必要な場合においては計画を見直すことがあります。

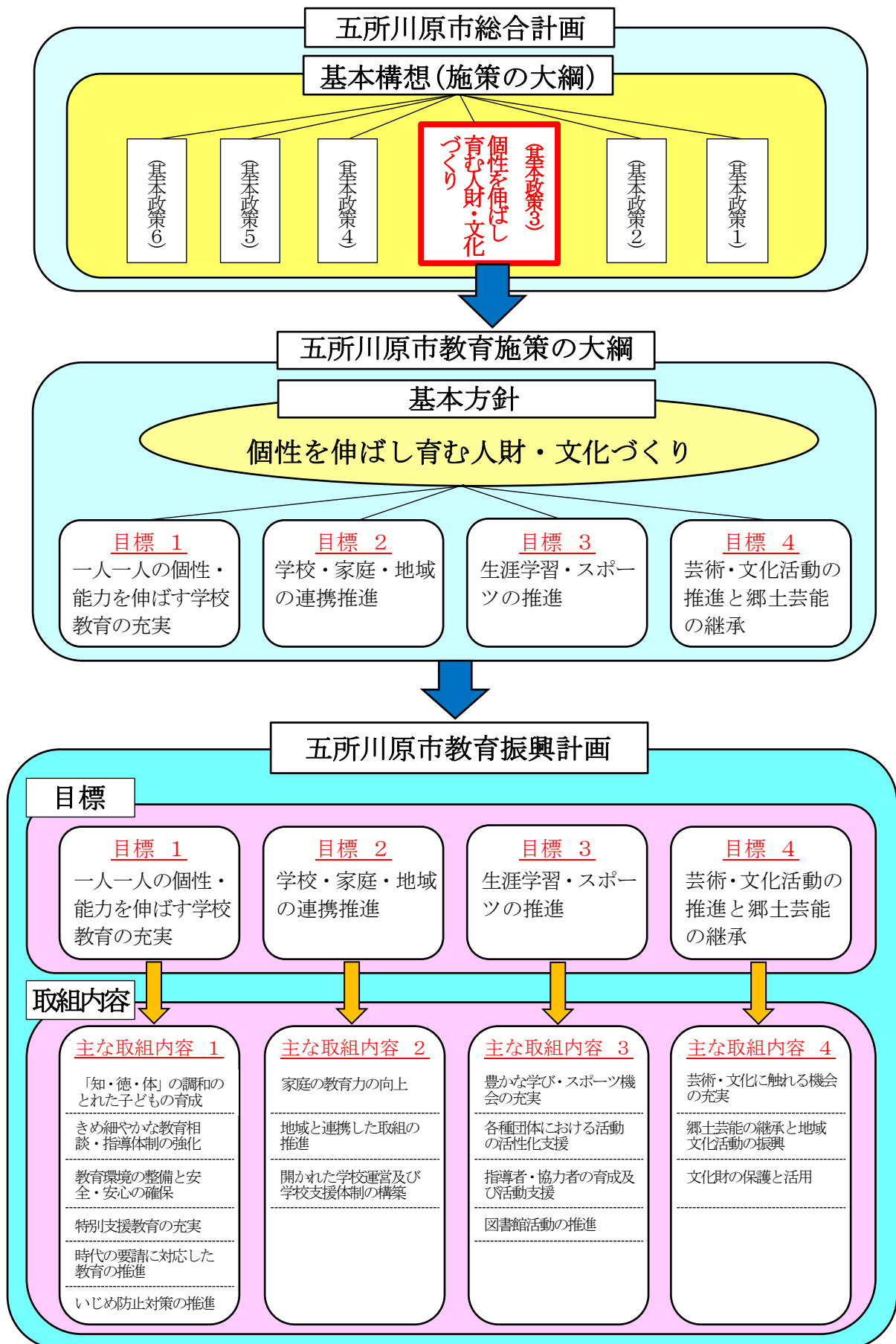
<参考>

教育基本法（抄）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

II 五所川原市教育施策の大綱及び教育振興計画の体系図



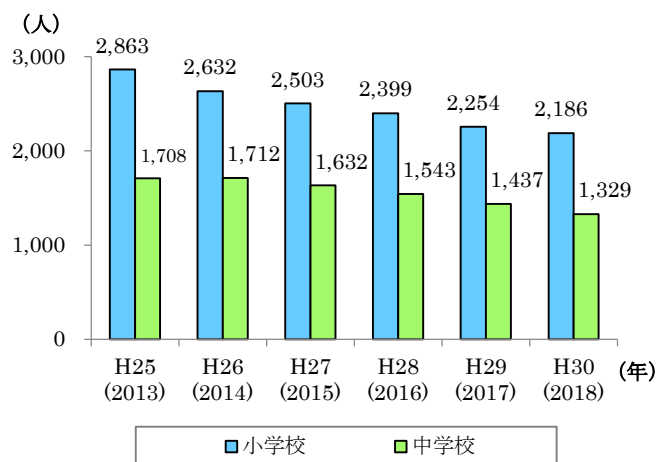
Ⅲ 五所川原市教育施策の大綱の基本方針を実現するための展開

目標1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実

目標設定の背景と課題

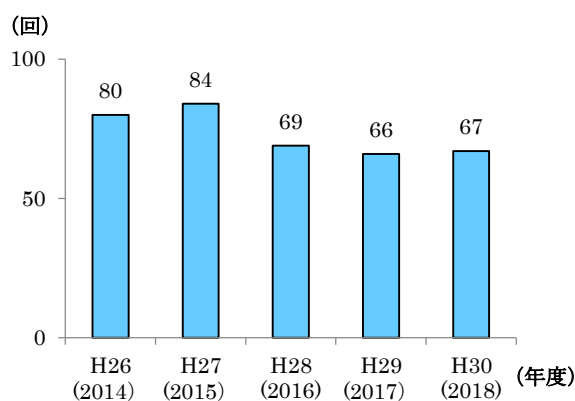
- 文部科学省は、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、夢と志を持ち可能性に挑戦する力の育成、社会の持続的な発展をけん引する多様な力の育成、生涯学び活躍できる環境整備、学びのセーフティネットの構築、教育施策推進のための基盤整備の5つを基本的な方針として示しました。併せて、令和2年度からは小学校において、令和3年度からは中学校において新学習指導要領が完全実施されることから、これらを踏まえた教育施策の展開が必要となります。
- 平成17年に施行された「食育基本法」では、特に子どもに対する食育を重視し、さらに同法に基づき決定された国の「食育推進基本計画（現在、第3次食育推進基本計画）」では、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進することを重要視しており、引き続き食育の推進に取り組む必要があります。
- いじめに関しては、平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づく国の「いじめ防止基本方針」が平成29年に改訂され、学校での対策強化、関係機関との連携、インターネットを利用したいじめ防止などが追加されたことから、いじめの根絶に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 本市では基本政策の実現に向け、教育基本目標を『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』としながら、学校教育においては、生きる力を育むとともに、子どもたち一人一人の個性・能力を伸ばし、国際化・情報化時代に対応した人材育成を図ってきたところです。
- 各学校では子どもたちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開していますが、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題がみられます。併せて、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもや、規範意識が低く問題行動を繰り返す子ども、人間関係づくりが苦手な子ども等への対応も各学校の課題となっており、学校教育におけるこれらの課題の解決に向けて、より一層取り組む必要があります。
- 1日の大半を過ごす学校が子どもにとって安全・安心な場となるよう、学校施設の計画的な修繕・維持管理を図るとともに、社会情勢に対応した教育環境の基盤整備に取り組むほか、いじめ対策や教育相談、問題行動の未然防止、不登校対策等の課題について、家庭・地域社会や関係機関との連携による取組が求められています。

■児童生徒数の推移



資料：学校基本調査

■小中学校における食に関する指導回数の推移



資料：学校給食センター

目標に関連するSWOT

地域資源	S 強み	<ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」に関わる授業改善のための指導・助言を行う学校訪問事業が充実している。 ・教員の指導力向上やいじめ問題、特別支援教育など教育現場の実情に即した研修会をきめ細かく実施している。 ・児童生徒、保護者や教師の相談にも応じるスクールカウンセラーの派遣により、相談の機会が充実している。 ・適応指導教室の設置により、不登校の児童及び生徒の学校復帰へ向けた適切な支援を行える。 ・文部科学省の教育政策に即したICT機器整備が進みつつあり、情報教育環境の改善が進んでいる。 ・各学校では情報セキュリティに対する危機管理意識が高まっている。
	W 弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・児童教育用のパソコンが少ない。 ・特別な教育的支援を要する児童生徒が増えており、対応できる人材が不足している。 ・築20年以上の学校施設が多く、大規模改修の時期を迎えている。
社会情勢	O 追い風	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領が改訂され、新しい視点での授業改善、カリキュラム・マネジメントの充実、家庭や地域社会との連携が重視された。 ・道徳科、プログラミング教育、小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語の授業が実施される。 ・防災・防犯を含めた学校の安全・安心に対する意識が高まっている。 ・学校施設の環境整備に向けた国庫補助制度がある。 ・多動傾向等の発達障害について社会的な理解が進んでいる。 ・情報教育の必要性が高まっている。 ・学習指導要領（平成20年告示）では、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育の推進に関する指導を明記し、さらに新学習指導要領（平成29年告示）では、食育の推進に関する記述をより具体的表記としている。 ・教職員の働き方について、負担軽減に向けた取組が進められている。

T 向かい風	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等専門性の高いカウンセラーの確保が容易ではない。 ・SNSをはじめとするインターネット利用により、基本的な生活習慣の乱れや人間関係のトラブルなど様々な問題が起きている。 ・いじめや不登校が深刻化している。
--------	--

めざそう値

指標	基準値 (年度)	目標値 (年度)	根拠資料
自己に対する肯定的な評価が高い児童生徒の割合	小学校 43% 中学校 31% (H30 年度)	小学校 50% 中学校 40% (R6 年度)	学校教育課
「学校に行くのが楽しい」と回答した児童生徒の割合	小学校 85% 中学校 83% (H30 年度)	小学校 90% 中学校 90% (R6 年度)	学校教育課
小中学校の無線LAN整備校数	2校 (H30 年度)	17校 (R6 年度)	教育総務課

主な取組内容

1-1 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成

- ・学習指導要領に基づく着実な学習を推進するとともに、学力調査などにより児童生徒の学力を把握し、実態に応じた取組を実施します。
- ・学校保健活動や体育的活動、読書活動等様々な体験活動に加え、道徳教育を通して、児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。
- ・自ら考え、判断し、表現する力の育成等、「確かな学力」定着に向けた取組を推進します。
- ・魅力ある食育推進活動を促進するため、子どもへの食育指導や学校給食の充実を図ることにより、食育を通じた健康状態の改善を推進します。
- ・よりよい人間関係をつくる特別活動や子ども同士が良さを認められる体験活動の充実を図ることにより、自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、学習内容を理解し、達成感を実感できる授業づくりの取組を推進します。

1-2 きめ細かな教育相談・指導体制の強化

- ・児童生徒や保護者、教職員に対する相談活動や指導方法の充実を図るため、スクールカウンセラーや適応指導員等の専門的な人材の確保に努めます。
- ・不登校児童生徒の学校復帰に向け、学校、家庭、関係機関が連携し教育相談や体験活動、学習支援の充実に努めます。
- ・いじめをはじめとする問題行動の未然防止に向けて、教育委員会が随時学校を訪問し、組織的な生徒指導の体制づくりや、課題解決に対する指導・助言を行います。

1-3 教育環境の整備と安全・安心の確保

- ・少子化に対応しつつ、児童生徒にとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討しながら、施設の計画的な修繕・維持管理を推進します。
- ・児童生徒のインターネット等を活用した情報活用能力を育成しながら、主体的・協働的な学びと学力向上を図るとともに、教職員による効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育の環境整備を推進します。
- ・施設の老朽化及び少子化にともなう自校方式（市浦小・中学校）給食のあり方の検討及び学校給食センターの適正な維持管理を行います。
- ・義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助の充実に努めます。
- ・教職員に対し、個人情報保護等についての理解促進と管理徹底を図ります。
- ・児童生徒の安全・安心を守るため、防災・防犯や感染症の拡大防止、アレルギー対策等、危機管理体制の強化を図ります。

1-4 特別支援教育の充実

- ・障害のある子どもの適切な就学や教育支援のため、教育支援委員会の適切な運営に計画的に取り組むとともに、就学相談の機会充実に努めます。
- ・教職員の障害に対する理解や専門性の向上を図るため、専門的知識を有した外部講師による研修を推進します。
- ・多動傾向や介護等、特別な配慮を必要とする児童生徒や低学力の児童生徒に対して、学習支援の充実に図るため、学校教育支援員の配置校と配置人数の改善に努めます。

1-5 時代の要請に対応した教育の推進

- ・世界で活躍できる人材の育成を図るため、外国語教育や国際理解に向けた教育の充実に努めます。
- ・ICT等の活用能力の向上を図るとともに、ICT機器を安全・安心して利用するための情報モラル教育を推進します。
- ・勤労観・職業観を育成するため、地域の企業や人材等と連携した職業に係る体験学習や講話を行うなどキャリア教育を推進します。
- ・外国語教育や情報教育における教職員の指導力の向上を図ります。
- ・次代の五所川原市の担い手として活躍できる人材・リーダーの育成に向け、児童生徒が創意工夫を生かして自主的・実践的に取り組む特別活動を推進します。

1-6 いじめ防止対策の推進

- ・「特別の教科 道徳」の授業の充実を図り、相手を思いやる気持ちの醸成に努めます。
- ・いじめを根絶するため、青少年健全育成フォーラムの開催によるいじめ防止の意識啓発を図ります。
- ・五所川原市いじめ防止基本方針に基づき、保護者や教職員等が早期にいじめに気付き、適切な対応・処置を講ずることのできる体制づくり、さらには、児童生徒が主体となったいじめ防止活動を強力に推進します。

目標 2 学校・家庭・地域の連携推進

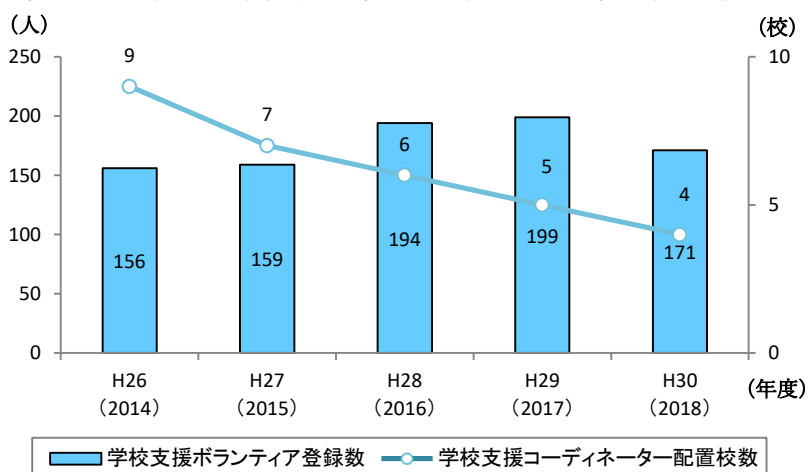
目標設定の背景と課題

○家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校への期待や教職員の負担感が増加しており、学校運営を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。本市では、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした「学校支援地域本部事業」を実施しています。

○子どもが豊かな感性を育てていくため、地域・家庭と連携協働し、自然の中での体験活動や文化芸術に触れる機会を確保していく必要があります。

○郷土に対する誇りや愛着の醸成に向けて、地域活動団体や地元企業などとの連携を図り、地域の産業や歴史・文化、自然等について学習・体験する機会の充実を図っていく必要があります。

■学校支援ボランティア登録数、学校支援コーディネーター配置校数の推移



資料：社会教育課

目標に関連するSWOT

地域資源	S 強み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材を生かした歴史・芸術・文化等に関する教育の機会を設けている。また、それらに関する施設も多く存在する。 ・学校支援コーディネーター配置校においては、学校支援ボランティアの活動が活発である。
	W 弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のみでは解決困難な学校課題へ対応していくためのPTA等の協働体制が人材不足により十分に機能していない。
社会情勢	O 追い風	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の連携を重視した制度が整備され、実施する自治体も増えてきている。 ・新学習指導要領改訂の趣旨にある「社会に開かれた教育課程」実現に向けて、学校、家庭、地域との連携が求められている。
	T 向かい風	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁的なつながりが希薄化し、地域コミュニティが衰退する傾向にある。

めざそう値

指標	基準値 (年度)	目標値 (年度)	根拠資料
学校支援コーディネーター配置小学校数	4校 (H30年度)	11校 (R6年度)	社会教育課
学校支援ボランティア延べ参加者数	3,272人 (H30年度)	4,200人 (R6年度)	社会教育課

主な取組内容

2-1 家庭の教育力の向上

- ・ 地域の子育て環境の充実や家庭支援に取り組むNPO団体などと連携し、親子が集える居場所づくりや各種講座の開催の充実を図るとともに、家庭での生活習慣を含めた学習習慣づけや意欲向上を図る取組を推進します。
- ・ 教育委員会と市内小中学校が連携し、家庭教育に関する相談の受付や地域社会との関わりが希薄な家庭への訪問等を行うなど、個々の家庭が主体となった家庭教育を推進するための支援を図ります。

2-2 地域と連携した取組の推進

- ・ 地域の人材や関係団体・企業等の協力を得ながら、様々な体験を通じて地域の産業や歴史、伝統文化等を学ぶ機会の充実を図り、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。
- ・ 児童生徒が地元企業等の事業所を訪問し、事業内容や働くことの大切さへの理解を深め、自身の将来の就業イメージを持つことができる機会の充実を図ります。
- ・ 地域住民や関係機関と連携して見守り活動を行うことにより、通学時の児童生徒の安全確保に努めます。

2-3 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築

- ・ 学習補助や学校の環境美化活動等の学校支援活動を充実させるため、学校支援コーディネーターの育成・確保に努めます。
- ・ 学校の教育活動について積極的に情報公開を進めるとともに、保護者や地域の有識者による評価を活用した学校運営を推進します。
- ・ 学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築に向けて、学校課題等について関係部署や関係機関との情報共有を図り、開かれた学校運営を行うための連携を強化します。

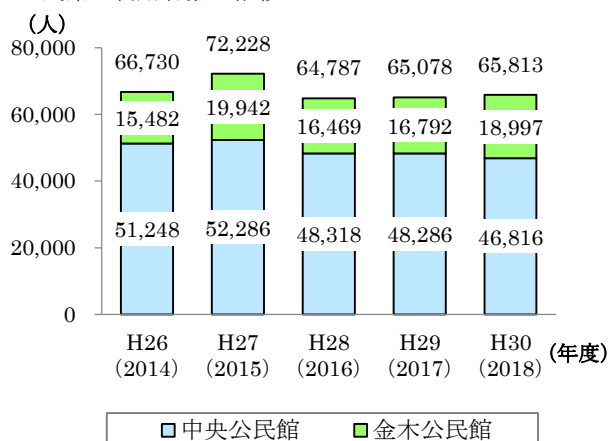
目標3 生涯学習・スポーツの推進

目標設定の背景と課題

○経済発展や国際化・情報化、ライフスタイルの変化等、社会情勢の変化に伴い、自己啓発・自己実現への欲求が高まり、かつ多様化してきています。文部科学省は、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、「生涯学び活躍できる環境の整備」を基本的な方針の一つに掲げており、本市においても生涯学習の推進を図っていく必要があります。

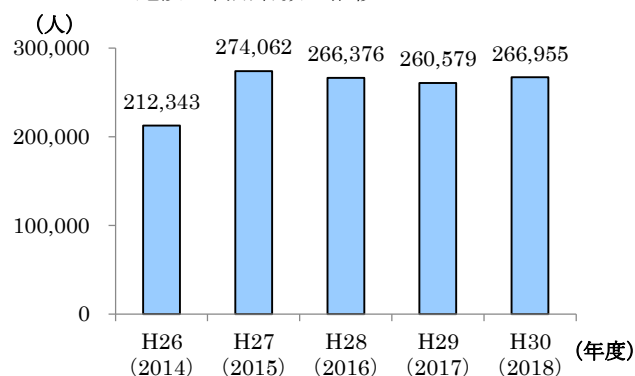
○地域における生涯学習・スポーツ活動の活性化を図るためにも、指導者の確保やアクセスのしやすさ、拠点施設の整備等を推進するとともに、生涯学習・スポーツ活動を通じて、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出を図っていく必要があります。

■公民館の利用者数の推移



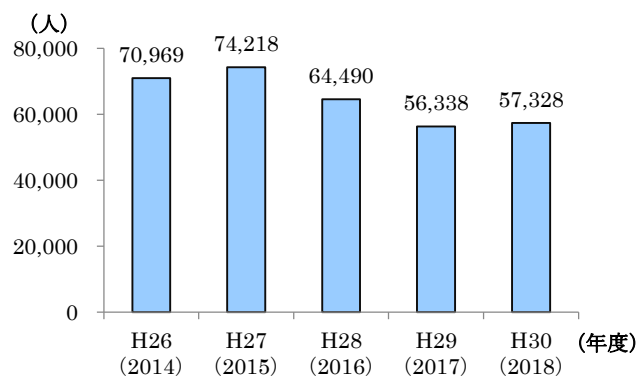
資料：中央公民館

■スポーツ施設の利用者数の推移



資料：スポーツ振興課

■図書館の利用者数の推移



資料：図書館

目標に関連するSWOT

地域資源	S 強み	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料は網羅的に収集・整理され、デジタル化及び公開も順次行っており、地域を知るための環境が充実している。 圏域図書館相互の連携が図られている。 市と各スポーツ団体やスポーツ推進委員との連携が図られている。
	W 弱み	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化により、スポーツ競技人口の減少がみられる。
社会情勢	O 追い風	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加への意欲が高い高齢者が増えている。 高齢者を中心に教養や文化への学習意欲が高い。 健康に対する意識が高まっており、スポーツを習慣にしている人が増えている。
	T 向かい風	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代はインターネット等により情報を得る機会が多いため、図書館サービス等への関心が薄い。

めざそう値

指標	基準値 (年度)	目標値 (年度)	根拠資料
公民館の利用者数	65,813人 (H30年度)	65,900人 (R6年度)	中央公民館
市が実施する社会教育事業参加者数	25,000人 (H30年度)	30,000人 (R6年度)	社会教育課
スポーツ施設の利用者数	266,955人 (H30年度)	270,000人 (R6年度)	スポーツ振興課
図書館の利用者数	57,328人 (H30年度)	58,000人 (R6年度)	図書館

主な取組内容

3-1 豊かな学び・スポーツ機会の充実

- 市民の学習ニーズを把握しながら公民館の各種講座・教室や出前講座の充実に努めるとともに、青少年から高齢者まで幅広い市民が参加しやすい講座・教室の開催に努めます。
- 生涯学習への意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。
- スポーツ推進委員等と連携し、スポーツ大会や体験イベント等の開催、各種スポーツ教室の充実に努めるとともに、それらへの参加促進に向けたPR活動を積極的に展開します。
- 少子化が進行し、児童数が減少する中であって、従来の学校中心の運動部活動から地域指導者・保護者会中心の社会体育クラブへの移行を進め、児童のスポーツ活動の機会の確保・充実に努めます。
- 生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の計画的な修繕・維持管理に努めます。

3-2 各種団体における活動の活性化支援

- ・各種団体に対して学校体育館の開放や公民館の利用促進を図るなど、生涯学習・スポーツ活動の拠点となる場所の提供に努めます。
- ・市民の自主的な活動を促進するため、イベント等の情報提供や各種団体の活動紹介などを行います。

3-3 指導者・協力者の育成及び活動支援

- ・指導者の資質向上のため、五所川原市体育協会や文化振興団体などの関係団体と連携しながら、研修会や講習会等への参加を促進します。
- ・参加者及び指導者等の安全確保や保険に関する情報提供等の支援を行う等、活動しやすい環境づくりに努めます。

3-4 図書館活動の推進

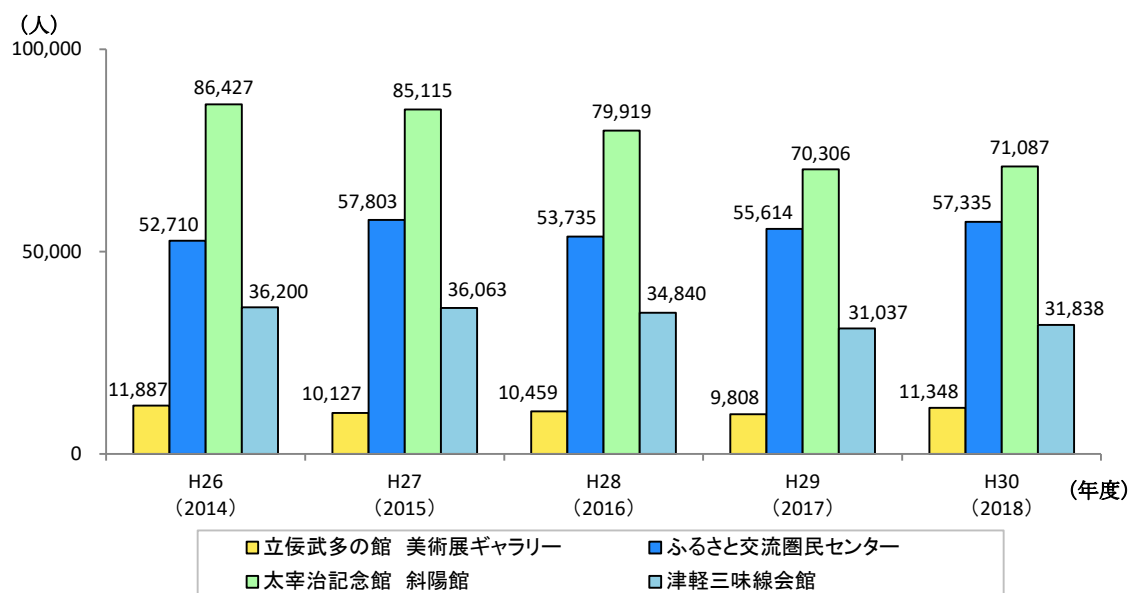
- ・誰もが利用しやすい資料環境を整えつつ、市民の知識や教養を高める講習会、イベント、資料展示を開催することにより、市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援します。
- ・図書館の利用促進に向けて、図書館だよりやSNSをはじめとする様々な媒体の効果的な活用について検討しながら、図書館の活動やサービスに関して積極的な広報活動を行います。
- ・資料提供の機会充実を図るため、多種多様な資料収集に努めるとともに、郷土資料のデジタル化及びインターネットによる情報公開を推進します。
- ・子どもの読書活動の活性化を図るため、子どもが読書に親しむイベント等を開催するほか、市内小中学校に図書館司書を派遣することで学校図書館の蔵書の充実に努めます。
- ・利用者の要望に応じた資料提供を行うため、青森県立図書館や他市町村図書館等と連携した相互貸借等を行います。

目標 4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

目標設定の背景と課題

- 平成29年に新たに制定された「文化芸術基本法」では、これまでの文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを定めました。併せて、平成30年には同法に基づく「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定され、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（平成30年度～令和4年度）の文化芸術政策の基本的な方向性が示されており、これらを踏まえて本市の文化芸術の振興を図る必要があります。
- 平成30年改正の文化財保護法では、過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失・散逸等の防止が課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会が一体となり、その継承に取り組んでいくことが必要のため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを定めており、これらを踏まえて文化財を保護及び活用することが必要となります。
- 本市では、立佞武多や太宰治記念館「斜陽館」をはじめ、観光資源としても魅力ある指定文化財を有し、それらに関わる芸術・文化活動及びイベントも盛んに行われており、市民の誇りとなっています。今後は、未指定を含む貴重な文化財の更なる活用と新たな魅力の創出・発信による文化振興、文化財保護を目指す必要があります。

■文化施設の利用者数の推移



資料：社会教育課

目標に関連するSWOT

地域資源	S 強み	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、音楽堂等としての機能を有するふるさと交流圏民センターを拠点に、芸術・文化活動の推進が図られている。 ・文豪太宰治の生誕の地である。 ・ふるさとの伝承を受け継ぎ、浅井獅子（鹿）踊や金木さなぶり荒馬踊のように郷土芸能を復活させ、若い世代の後継者を育成している団体がある。 ・国指定等の文化財などが数多く存在している。
	W 弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの郷土芸能は、指導者の高齢化、少子化による後継者の減少がみられる。
社会情勢	O 追い風	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアが多様化し、芸術・文化に対しても幅広いアプローチができる。 ・国内外遺産への関心が高い。
	T 向かい風	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代は、地域とのつながりが希薄化し、伝統芸能の継承が困難になっている。

めざそう値

指標	基準値 (年度)	目標値 (年度)	根拠資料
立佞武多の館美術展示ギャラリーの入館者数	11,348人 (H30年度)	19,000人 (R6年度)	社会教育課
ふるさと交流圏民センターの利用者数	57,335人 (H30年度)	57,800人 (R6年度)	社会教育課
太宰治記念館「斜陽館」の入館者数	71,087人 (H30年度)	80,000人 (R6年度)	社会教育課
津軽三味線会館の入館者数	31,838人 (H30年度)	36,000人 (R6年度)	社会教育課

主な取組内容

4-1 芸術・文化に触れる機会の充実

- ・ふるさと交流圏民センターや立佞武多の館美術展示ギャラリー等を活用し、市民が良質な芸術・文化に触れることができる鑑賞機会の充実を図ります。
- ・太宰治生誕の地として、関連するイベントの開催等により、多くの市民が太宰文学に触れ、親しむきっかけを創出するとともに、市内外の交流促進を図ります。
- ・市民の自主的な芸術・文化活動を支援するため、活動の拠点となる場所の提供を行います。

4-2 郷土芸能の継承と地域文化活動の振興

- ・学校と地域が連携し、郷土芸能の保存に向けた後継者の育成を図ります。
- ・市民文化祭の開催支援のほか、民俗芸能イベントの情報提供など、郷土芸能を発表する機会の提供に努めます。

4-3 文化財の保護と活用

- ・国指定重要文化財の「旧平山家住宅」、太宰治の生家である「旧津島家住宅（太宰治記念館「斜陽館」）」など、貴重な文化財を後世へ繋げるために更なる調査、保護に努めます。
- ・関係部署との連携・協力により、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財について、教育やまちづくり、観光振興等への活用の可能性を検討します。
- ・文化財ガイドブックの作成のほか、貴重な郷土資料のデジタル化やインターネット公開など、関係部署と連携しながら、積極的な情報発信に努めるとともに、市内小中学校への市文化財の周知を図ります。